

同町奥銀谷藩倉庫ヲ借受ケントシタルモ又海産セリタル趣
ナル及テ場所未定ナリ

當今后ニ欠スルテ兼テ同協議ノ結果 大要左ノ如ク協定ス
ルモノ如シ

(1) 發令式舉行后委員ヲ選出シ令社ニ對シニ及ニ交渉
スルニト

(2) 若シ交渉ニ度マサルトキ餘山側カ從來勞務者ニトシ
タル施設ニ對シ其ノ欠陥ヲ指摘シ一收一安未定ナリ
提出スルニト

3. 若シ之ヲニ度七ナルトキ八同協議ノ結果ニ對シ
ニ餘山側ノ能ハズ

若シ坂東側ニ於テ屬々揚言スル如ク川笠岡營業
ノ弊害ニ出ツル場合ハ一付休業シ以テ彼等ノ及有

ヲ從ヒ既述餘山側ノ態度ノ強硬ナルニトテ予スヘク是氣
込屏シルカ目下ノ起ル如き者ノ脫令從源ニ効カメ居ルニ止
ムルニ於テ目下ノ起ル常員共ニ強硬ナル態度ヲ以テ
社情中ナルカ如き者中ニハ款計不如表ニシテ彼等強
硬ノ子ト行動ヲ其ノ不レハ内面送迎シ居ルモノ或ハ裸
鏡ニ
左右ヤシ止ルナク如キモノ等若干アル模様ニテ其
ニテ同一步調ニ出ツル中至中甚々款内トスル如ナリ

此中側ニ固シ重釋ノ如ク代例ノ免物ヲ強令スルニ右派
又ハ有層階級者ハ常御形令ニ如キノ結果同協定者
ヲ惹起カシタルニ至ル人進ヒテ生解ノ如クニ重大ナル物
ヲ與フル者ヲ可成強令スルニテ其ノ滿ニ未タ如キセナル故
等ニ對シテハ物來如ク入テ強止スルニテ勸説スルニ免
有シ居ルモノノ如クナルニ一甲流階級以下ノ中